

委員会のうごき

～平成20年7月8日～

町立図書館指定管理者

栃木県大平町

大平町立図書館では、約1年の準備期間を経て平成19年4月1日から指定管理者による業務が開始されました。公募で選ばれた(株)図書館流通センターへの業務委託料は町直営よりも1400万円ほど少なく、年間約5千万円とのこと。

同館の新サービスとして

- ①一人10冊だった貸し出し制限の撤廃。
- ②8人の町職員の運営から11人にスタッフを増員。
- ③開館日率を11%（33日）増の308日開館。
- ④調査研究学習室に司書資格者が常駐。
- ⑤新納入システムの導入で人氣書籍が発売日と同時に並ぶ。
- ⑥電話での貸し出し期間延長手続きが可能に。

ほかにも、子育て中のお母さんから、「借りた本を、赤ちゃんが破いたりいたずら書きしてはいけないので、図書館で本を借りるのに気が引

る」と言う声を聞くと、「赤ちゃんコーナー」を設けて、破けたり汚したりした絵本は図書館側で修復をするようにした等様々なサービスを提供しています。

また、今年3月に実施されたアンケート結果では、「全体的な満足度」では「とても満足」、「ほぼ満足」合わせて91・2%が満足と答えているとのこと。ちなみに17年度の町直営時アンケートでは約7割が満足と答えていたということでした。

栃木県内では初めての大平町立図書館指定管理者制度導入において、公共性の高い施設の運営を営利を目的とする民間企業に任せることに批判も多かったとのこと。しかし、一年を経過して指定管理者制度を導入して一定の成果がでており、利用者のニーズに的確に responding しているようだと言明をいただきました。

【主な質疑・応答】

■ 昨今、子どもたちの本離れが進んでいるとも言われている中で今後はどのような取り組みをしていくのか。

□ 今後の取り組みについては各学校図書館との連携が課題と考えている。また、小さな子どもたち、お母さんたち（乳幼児）、そしてたくさんの方々はどうしたらもっと利用していただけるかが課題。

■ 図書購入費の内訳の中で、月刊誌、週刊誌が占める費用割合は。

□ 雑誌は別の予算で対応している。図書購入に関しては購入リストを作成し、教育委員会に提示して決裁を得て購入している。

■ 民間経営やノウハウを活用して運営していくとよく言われるが、図書館業務に関しては、あまりノウハウは持っていないと思うが。

□ 指定管理者制度導入後の図書館業務運営に関してはもちろん多くのノウハウがあるわけではないが、民間が経営することでサービスが良くなったり、対応が早くなったりすることはありうると考えている。

る。

■ 指定管理者制度導入に際し、費用対効果など議員としても公共経営の一端を担う立場で限界というものを感じるときがある。公共経営についてどう思うか。

□ 民間の立場でのメリットはスタッフ全員が図書館の仕事をしたいという気持ちで図書館業務に毎日取り組んでいること。専門用語一つとっても司書資格を有している（10人）ので共通理解をしており、仕事が進むに遂行できる。



大平町立図書館

※委員会のうごきは、各委員長がまとめたものです。